

○厚生労働省告示第三七六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

第百二十三号を第百二十四号とし、第八十号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七十九号の次に次の一号を加える。

八十 四―（五）「ビス（二―クロロエチル）アミノ」――メチル――H―ベンゾイミダゾール―
二―イル）ブタン酸（別名ベンダムスチン）、その塩類及びそれらの製剤